

第1 はじめに

1 検討の経緯

技能実習制度の見直しについては、現行の技能実習制度への見直しが行われた平成21年の入管法改正の際に、衆・参両院法務委員会でそれぞれ附帯決議が付され、技能実習制度の在り方の抜本的見直しについて総合的に検討することとされていたところである。

制度の運用については、いまだ内外から、一部には、制度の趣旨を理解せず、不適正な受入れを行う監理団体や実習実施機関が存在する等、必ずしも技能・技術・知識（以下「技能等」という。）の移転による国際貢献との制度本来の趣旨・目的に沿った運用が徹底されていないのではないかとの指摘があるほか、政府部内においても、昨年4月、総務省の行政評価・勧告において、技能実習生の受入れについては、監理団体による監査の適正化や推進事業実施機関による巡回指導の適正化、技能実習制度の効果の検証等について勧告が出されている。

一方で、技能実習制度の拡充の観点から、実習期間の延長や技能実習生の受入れ人数枠の増加等に関して、関係業界等から要請の声が多く寄せられるなど、制度全体の大きな見直しが求められている状況にある。

このような中、早急に制度の見直しの方向性を検討する必要があったことから、出入国管理政策懇談会の下の外国人受入れ制度検討分科会（以下「分科会」という。）において、集中的な議論を行った。

2 報告書作成の経緯等

分科会は、昨年11月8日から本年5月27日までの間に8回開催された。その中で、技能実習制度について、法務省及び厚生労働省からその現状や課題について説明を受けるとともに、有識者及び実際に技能実習生を受け入れている関係団体等からヒアリングを行い、制度に対する関係者の評価や要望、制度の問題点等に関する理解を深めつつ、その見直しの方向性について広く意見を交わした。

その間も、政府内において、「成長戦略進化のための今後の検討方針」（平成26年1月20日産業競争力会議）で、「制度の適正化とともに、一定の要件の下で再技能実習を認めることや、介護等の分野を追加することを含めた制度の見直しについて制度本来の目的を踏まえた検討を行い、平成26年年央までに方向性を出す」とこととされたほか、本年4月4日の経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議においては、安倍総理大臣から、谷垣法務大臣を中心に、関係閣僚の協力の下で、技能実習制度の監理・運用体制を抜本的に強化・改善